

流域治水ロゴマーク使用規程 細則

令和7年2月21日

国土交通省 水管理・国土保全局

第1条 目的

この規程細則は、国土交通省水管理・国土保全局（以下「当局」という。）が作成した流域治水ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を流域治水オフィシャルサポーターが使用する場合に際して、遵守すべき事項を補足で定めるものである。

第2条 使用者・使用用途

流域治水オフィシャルサポーターによる「流域治水の取組」の促進に寄与する用途（広報活動等）に限り、「流域治水ロゴマーク使用規程（令和6年3月18日：国土交通省 水管理・国土保全局）の第5条（1）」は事前確認により、可能な場合がある。下記のような物品への利用を想定している。

<例>

- ・治水事業に関連する資材
- ・森林整備・流木対策に関連する木材関係
- ・田んぼダム、貯留機能保全区域等で生産された米関連商品
- ・田んぼダムの堰板
- ・ワンコイン浸水センサー
- 等

なお、ロゴマークは、当局がロゴマークを使用した物品の品質又は活動等の内容を保証するものではない。また、当局は、ロゴマークの使用により生じた一切の損害についての責任を負わないものとする。

第3条 確認手続き

第2条に定める用途でロゴマークを使用する際は、流域治水ロゴマーク使用確認書（様式1）を流域治水ロゴマーク事務局（水管理・国土保全局河川計画課：hqt-ryuikichisuilogo★ki.mlit.go.jp（※★を@に置き換えてください。))宛てメールにて提出し、承諾を受けなければならない。

第4条 不正使用

事務局は、以下のような場合には、ロゴマークの使用を停止させることができる。

- ① 本細則に違反した場合、またはその疑いがあり、事務局からの是正指示に応じない場合。
- ② 確認手続き時と異なる方法で使用した場合、またはその疑いがあり、事務局からの是正指示に応じない場合。

第5条 使用状況報告

事務局は、必要に応じ、ロゴマークの使用者に対して使用状況の報告を求めることができる。

第6条 改訂

本細則は、事前の通知なく改訂される場合がある。

流域治水ロゴマーク使用確認書

令和 年 月 日

流域治水ロゴマーク事務局 殿

流域治水オフィシャルサポーター
(法人の場合は名称及び代表者氏名)

流域治水ロゴマークを下記のとおり使用したいので確認願います。

記

1. 使用対象物
2. 流域治水の促進との具体的な関連
3. 使用を想定している具体的な機会
4. 使用イメージ(具体的な使用方法がわかる図等を添付すること)

(例)



5. 連絡先
所属組織・部署:
役職: 氏名:
住所:
電話番号: メールアドレス: